



サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局

サービス付き高齢者向け住宅の整備費の一部を補助します。

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）は、高齢者が安心して生活できる住まいとして近年注目を集めている住宅です。本整備事業はサ高住を新たに整備しようとする方に、その整備費の一部を補助する制度です。

募集期間
延長

平成 29 年 5 月 29 日
～平成 30 年 2 月 2 日
⇒平成 30 年 2 月 28 日

新築型

新築工事に係る費用の 1/10
かつ以下に示す上限額以下の額



1 住戸あたり 120 万円以内 ☆

- ★住戸面積が 30 m²以上かつ基本設備が設置されている住宅の場合（夫婦型サ高住）
→1 住戸あたり 135 万円以内
- ☆住戸面積が 25 m²未満の住宅の場合
→1 住戸あたり 110 万円以内

デイサービスや訪問介護事業所等の「高齢者生活支援施設」の整備にかかる費用も、住宅の補助額の範囲内で 1 施設あたり 1,000 万円を上限として補助申請可能です。

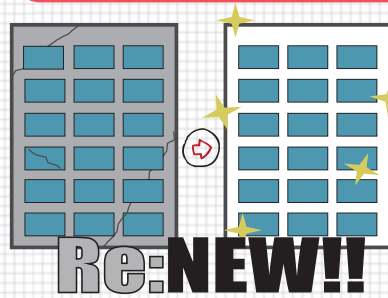
《補助額算定例》

30 戸のうち 20 戸が夫婦型サ高住、
10 戸が 25 m²未満の場合
新築工事にかかる費用が 3 億円の場合

- ①工事費の 1/10→3 億×1/10=3,000 万円
- ②夫婦型 20 戸×135 万円
+25 m²未満 10 戸×110 万円=3,800 万円
- ①<②のため、補助額は①3,000 万円となります。

改修型

改修工事に係る費用☆の 1/3
かつ以下に示す上限額以下の額



1 住戸あたり 150 万円以内

- ☆住戸専用部分に係る工事費用は、「高齢対応構造等の設置・改修工事」及び「用途変更に伴う法令適合のために必要となる改修工事」に限って補助対象となります。

改修型では、「高齢者生活支援施設」に加えて、「エレベータの新設費用」及び「改修を目的とした建物の買取費用」も補助申請可能です。

《補助額算定例》

住戸数が 10 戸で住戸専用部のうち補助対象となる工事費が 2,100 万円、
共用部分の工事費が 900 万円の場合

- ①工事費の 1/3→2,100 万円×1/3
+900 万円×1/3=1,000 万円
- ②住戸数 10 戸×150 万円=1,500 万円
- ①<②のため、補助額は①1,000 万円となります。

《申請の流れ》

申請準備段階（登録主体）

登録申請

登録完了

交付申請（事務局審査①）

交付申請

交付決定

事業実施（事業者）

事業着手

工事完了

完了報告（事務局審査②）

完了実績報告

補助金交付

詳しくは HP から「交付申請要領」をご参照ください。

平成 29 年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業 HP

URL : <https://www.koreisha.jp/service/>

まずは登録主体にサ高住としての登録手続きが必要です。手続きについては下記 URL をご参照ください。
<http://www.satsuki-jutaku.jp/index.php>

当該事業が補助要件を満たしているか審査を行います。審査が終了し、交付決定後初めて事業者手（契約締結）が可能となります。

工事状況や各種申請手続きの進捗等、整備事業事務局に随時ご報告いただきます。

完了実績報告書に基づく審査終了後、補助金を交付します。この時点で工事費用の支払いが完了している必要があります。

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

検索